

議案第 1 4 号

八幡浜市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市営住宅条例の一部を改正する条例

八幡浜市営住宅条例（平成 1 7 年条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 前項の老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2</u>（同法第 2 8 条の 2 において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>3 ～ 5 （略）</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 前項の老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項</u> <u>（同法第 2 8 条の 2 において</u> <u>準用する場合を含む。）の規定</u> により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>3 ～ 5 （略）</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。